

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月31日
【会社名】	株式会社エルアイイーエイチ
【英訳名】	Life Intelligent Enterprise Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 口 和 也
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 三 浦 功
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番9号 住友新虎ノ門ビル
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表取締役社長である山口和也及び取締役である三浦功は、当社及び連結子会社（以下「当企業グループ」という）の財務報告に係る整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当企業グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社の計4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、一部の連結子会については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している3事業拠点（期中に売却した事業拠点を除く）を「重要な事業拠点」としました。この結果、連結売上高77.2%を占める事業拠点を評価対象といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上原価、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

しかしながら、「3 評価結果に関する事項」に記載の通り、上記の財務報告に係る内部統制の見直し及び見直し後の評価範囲における内部統制の評価手続を実施できなかったことから、財務報告に係る内部統制の評価を完了することができませんでした。

3 【評価結果に関する事項】

上述の通り、財務報告に係る内部統制の評価は完了しておりませんが、評価を実施した範囲において、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

記

1. 当社は、2026年3月に、東京証券取引所より特別注意銘柄に指定された経緯があり、当該指定は、当社における業務の適正を確保するための内部管理体制の整備及び運用が十分に機能していなかったことに起因するものであります。具体的には、経営意思決定及び業務執行に係る権限配分の不適切性、取締役会による監督機能の実効性不足、並びに管理部門及び内部監査機能によるモニタリング体制の不十分性等、全社的な内部統制の基盤に関する不備が存在していたものと認識しております。当社はこれらの不備に対応するため、ガバナンス体制の見直し、権限配分の適正化及び監督・モニタリング機能の強化等の改善措置を講じておりますが、当該改善措置については、グループ全体における運用の定着及び実効性の確保の観点から、なお継続的な対応を要する状況にあり、当事業年度末日時点において、当該内部統制の不備が解消したといえる状況には至っていないものと判断いたしました。

2. 当社は、2026年2月に、子会社である株式会社なごみ設計において進行していた訴訟の存在が当社において適時に把握されていなかったことが判明いたしました。当該事象は、子会社における重要事実の把握及び親会社への報告体制が十分に機能していなかったことに加え、親会社においても子会社の重要リスク情報を適時かつ網羅的に把握・検証する体制が不十分であったこと、並びに当該情報を前提とした決算・財務報告プロセスにおける検討及び判断が適切に行われていなかったことに起因するものと認識しております。また、当該事象の影響により、当社は第3四半期及び当期決算の開示遅延を生じさせるとともに、財務報告の信頼性に影響を及ぼす結果となりました。当該事実は、年度内の2月5日に発覚しており、当該不備を当該事業年度日までに十分な整備・評価期間を確保できず、その運用の有効性を確認することが出来なかったためであります。当該不備は期末時点においても解消されていない状況にあるため、上記の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに関連する内部統制の不備が解消したといえる状況に至っていないものと判断いたしました。

3. 当社は、連結子会社である株式会社エフミートにおいて実施された一連の取引に関し、代表取締役が取引条件の取り決め、取引先との交渉、取締役会資料の作成及び支払指示等、一連の手続を単独で実施していたほか、取締役会に対しても当該取引の内容及びリスク等について十分な説明が行われておらず、承認統制及び牽制機能が十分に機能していなかったことが確認されました。また、取引実態を裏付ける資料について十分な確認ができていない取引や支出が複数認められました。これらの事象は、承認統制、職務分掌、取締役会による監督機能及びモニタリング機能等の全社的な内部統制に不備が存在していたことに起因するものと認識しております。また、当該事象は2026年4月以降に判明したものであり、当事業年度末日までに十分な改善措置の整備・運用及び有効性評価を実施するための期間を確保することができませんでした。そのため、上記の全社的な内部統制に関連する内部統制の不備が解消したといえる状況に至っていないものと判断いたしました。

事業年度末日までに是正できなかった理由

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、改善計画を作成し、当事業年度末時点において実行に着手しておりますが、十分な措置を講じる期間及び運用期間を確保することができなかったため、当該開示すべき重要な不備を是正することができませんでした。

開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、今回認識した開示すべき重要な不備を是正するため、改めて運用実態及び実効性の検証を行い、再発防止策の見直し及び周知徹底を進めております。

〈是正措置項目〉

1. 新規取引先登録、与信管理、取締役会付議及び支払承認等に係る承認手続並びに証跡管理の再徹底
2. 重要取引及び重要リスク情報に係る親会社・子会社間の報告及び情報共有体制の見直し
3. 取締役会による監督機能及び牽制機能の実効性向上
4. 特定役員への権限集中を防止するための職務分掌及び権限管理体制の見直し
5. 決算・財務報告プロセスにおける検討及びレビュー体制の強化
6. コンプライアンス意識及び内部統制意識の再徹底を目的とした役職員教育の実施

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。